# 割賦販売小委員会「中間的な論点整理」に対する意見 ーパブリックコメントー

2015年(平成27年)1月22日

兵庫県弁護士会 会 長 武 本 夕 香 子

#### 第1 はじめに

本意見書においては、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会が平成26年12月25日付けで公表した「中間的な論点整理」につき、公募に応じて意見を述べる。

# 第2 加盟店の調査について

#### 【該当箇所】

第2章1.1.加盟店の調査について

#### 【意見内容】

- ①包括信用購入あっせん取引であるとマンスリークリア取引であると を問わず、また、オンアス取引であるとオフアス取引であるとを問わ ず、イシュアーの業務運営適正化義務を明確に定めるべきである。特 に、オフアス取引においては、イシュアーが購入者からの苦情発生時 に、当該苦情の内容等をアクワイアラー・決済代行業者に伝達し、調 査・対処を要請する義務を含むものとして規定されるべきである。
- ②アクワイアラー・決済代行業者による加盟店調査については、「購入者等の保護を図るため」の義務として新設されるべきであり、その義務の内容については、①加盟店契約締結時に、事業者の名称、責任者名、

連絡先など事業者の属性に関する事項、販売する商品・役務の種類・ 内容、販売方法等を調査するべきこと、②加盟店契約締結後も、購入 者からの違法性が高い苦情が発生した場合や、苦情が多発した場合に は、加盟店の販売実態を調査し、改善を求める等の対処をすることを 具体的に規定するべきであって、単に初期審査と途上審査を柔軟に組 み合わせた調査体制を事業者の裁量にゆだねてととのえればよいと するべきではない。

#### 【理由】

# 第1 加盟店管理責任について

1 現行法制度におけるイシュアーの業務運営適正化義務

現行法制度上、包括クレジット業者(イシュアー)は、購入者の利益保護のため、①業務に関して取得した購入者に関する情報の適正な取扱い、②業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行、③購入者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない(割販法30条の5の2)。割販法30条の5の2で要求されている業務運営適正化義務を怠った包括クレジット業者は、改善命令の対象となり(同法30条の5の3)、その改善命令に違反した場合には、100万円以下の罰金に処せられる(同法51条の6第1号)。

# 2 加盟店管理責任

このような業務運営適正化義務が立法化された理論的背景には、「加盟店管理責任」の考え方がある。

加盟店管理責任は、与信業者は、クレジット契約の基本契約たる加盟店契約を締結する際に当該販売業者の信用の有無・業務の内容等につき十分な調査をする必要があり、また、加盟店契約締結後も、個別のクレジット契約の締結にあたり販売業者の行為によって購入者が

損害を受けることのないよう販売業者を監督する注意義務を負担しているという法理である。

加盟店管理責任の根拠としては、①与信業者は、提携する加盟店の 売上増大が与信業者自身の収益拡大に直結するという意味で、加盟店 と「共同の利益」を享受しており、報償責任の原則から、提携契約関 係により形成されたシステムを支配し利益を得ている与信業者は、加 盟店の信用状態や加盟店を介したクレジット契約の締結過程におい て各種の不正が入り込むのを未然に防止するべき注意義務があるこ と(提携責任)、②クレジット取引全体のシステムは、与信業者の積極 的な主導(システム設計)により構築されたものであり、購入者は、 この所与のシステムの安全性を信頼して契約関係に入るしかなく、み ずからシステムの瑕疵による危険を回避する手段を持ち合わせてい ないのだから、システム工作物から生じる土地工作物責任(民法71 7条)類似の経済的危険責任、及び、購入者からみてブラックボック スであるシステムに対する信頼に基礎をおいた信頼責任の観点から、 与信業者は、購入者に損害を及ぼすおそれのあるような販売業者を加 盟店に加えない義務があること(システム責任)、③消費者の信用に基 づき販売契約上の対価を支払う与信業者としては、消費者との間の契 約を実現する上で誠実義務を負担しており、対価を生じさせる契約の 適法性・適正性を維持することや、販売契約上、販売業者が消費者に 対して負う義務の履行を確保する見地から、販売業者の事業活動を監 視する義務を負担すると考えられること(信義則上の誠実義務)等が、 挙げられている。

また、加盟店管理責任を認めた代表的な判例としては、次のようなものがある。

①岡山地方裁判所平成16年12月21日・裁判所ホームページは、

「信販会社については、信販会社が行っている立替払契約が、悪質な 販売業者の不適切な販売行為を助長することがあるから、これを防止 するために、信販会社が加盟店契約を締結する際の審査や加盟店契約 締結後における加盟店の調査・管理を適正に行うことにより対処する ことが求められている」と判示し、②静岡地方裁判所浜松支部平成1 7年7月11日判決・判例時報1915号88頁は、「立替払契約自体 は、顧客と信販会社間の二者の契約であるが、この契約は、当然に加 盟店と顧客との間の契約が存在することを前提としており、信販会社 は、加盟店に対して、立替払契約の契約書を渡して、実質的に自らの 顧客獲得の拡大を加盟店が顧客を勧誘することに委託して、利益を得 る方法としているとみられること、割賦販売法30条の4の規定は消 費者保護を目的とするものではあるが、信販会社側からみると、加盟 店の商品等の販売により生じた事由について、顧客から支払を拒絶さ れるおそれがあるのであるから、支払を拒絶されるという不利益を回 避し、自己の利益を守るために、不良加盟店を排除するというインセ ンティブが与えられているとみることもできること、信販会社が行っ ている立替払契約が、悪質な販売業者の不適正な販売行為を助長する ことがあるから、これを未然に防止する必要があり、これを防止でき るのはクレジットシステムの開設者である信販会社であることなど に照らすと、信販会社には、悪質な販売業者によりシステムが悪用さ れないよう加盟店契約を締結する際の審査やその後における加盟店 の調査・管理を適正に行うことが求められており、加盟店を調査・管 理すべき義務が存するといわなければならない」と判示している。

第2 イシュアーの加盟店調査にかかる「中間的な論点整理」への意見 現行法制度における包括クレジット業者(イシュアー)の業務運営適 正化義務(割販法30条の5の2)は、上記のような理論上あるいは裁判実務上認められてきた加盟店管理責任を実体法に取り込んで立法化された規定であると理解され、割販法30条の5の2が「利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため」と明示している趣旨もこの点にある。

ところが、「中間的な論点整理」(9頁)は、「クレジットカード会員、加盟店及びクレジットカード事業者の三者間取引を出発点として組み立てられてきた現行の割賦販売法の構造を、イシュアーについてはクレジットカード会員への与信枠供与等に係る規定を、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行えるPSPについては加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきである。」とし、イシュアーは加盟店契約の締結や加盟店調査をする立場にないという理由で、加盟店調査義務を課すことを想定せず、消費者から寄せられた苦情をアクワイアラーに情報提供する仕組みを検討する方針を掲げるにとどまる。

このような「中間的な論点整理」の考え方は、現行法制度における包括クレジット業者(イシュアー)の業務運営適正化義務(割販法30条の5の2)が、理論上あるいは裁判実務上認められてきた加盟店管理責任に由来することを前提としていない点で、まったくの誤りであり、消費者に対し契約関係に基づき直接の責任を負う立場にあるカード発行会社(イシュアー)について業務運営適正化義務を軽減することは、到底許されない。

また、「中間的な論点整理」(12頁)は、「加盟店の調査を実効的に機能させる観点から、マンスリークリア取引に係る相談苦情を含め、イシュアーからアクワイアラーへの相談苦情情報の通知について、何らかの対応を検討すべきである。」としている。

しかし、マンスリークリア取引と包括購入あっせん取引とでは、単に、消費者が負担する債務の支払方法(支払期限)についての特約の違い(翌月一括払いか二か月超払いか)があるにすぎず、両者の間に取引構造上の差異は存在していないとともに、実務上1枚のカードを利用していずれの取引も可能であるのだから、マンスリークリア取引についても、当然に理論上あるいは裁判実務上認められてきた加盟店管理責任は及ぶものであり、そうであれば、マンスリークリア取引についても包括購入あっせん取引と同様に、カード発行会社(イシュアー)について業務運営適正化義務が認められるべきものである。イシュアーの役割は、単に苦情情報のアクワイアラー等への通知にあるのではなく、アクワイアラー等において迅速かつ適切に調査のうえ苦情が処理されるよう要請し、その報告を受けて消費者とのクレジット契約を適切に処理することまでがその役割として期待されているものである。イシュアーは、マンスリークリア取引においても、苦情発生時の適切処理義務(割販法30条の5の2)を負うとの立法がなされるべきなのである。

以上のとおり、イシュアーは、包括信用購入あっせん取引であるとマンスリークリア取引であるとを問わず、また、オンアス取引であるとオフアス取引であるとを問わず、購入者等に対し、直接の契約関係にある与信業者として加盟店管理責任があり、したがって、包括信用購入あっせん取引であるとマンスリークリア取引であるとを問わず、また、オンアス取引であるとオフアス取引であるとを問わず、イシュアーについての業務運営適正化義務(割販法30条の5の2)が明確に定められるべきである。イシュアーの業務運営適正化義務(割販法30条の5の2)を緩和することについては絶対に反対である。

第3 アクワイアラー・決済代行業者による加盟店調査について

### 1 イシュアーとアクワイアラーの業務運営適正化義務の関係

オフアス取引においては、カード発行業務を行うイシュアーと加盟店管理業務を行うアクワイアラーの役割分担があり、イシュアーが直接に契約関係に立たない悪質加盟店の排除をなしうるわけではなく、その意味で、オフアス取引においては、イシュアーが購入者に対して負担している加盟店管理責任の実効性が阻害されている実情が存する。

このため、アクワイアラー・PSPに対して、業務運営適正化義務を立法化し、イシュアーがオフアス取引においても適正な取引環境を維持し、悪質加盟店を排除することができるように立法的措置を講じる必要が生じているものである。

そうすると、アクワイアラー・PSPに対する業務運営適正化義務の立法化措置は、イシュアーが購入者に対して負担する加盟店管理責任を支援し補完する意味合いを有しているものであり、与信業者におけるカード発行業務と加盟店管理業務の分業の状況を受け、イシュアーの加盟店管理責任を、購入者とは直接の契約関係にないアクワイアラー・PSPに対し、伸延・波及させ、購入者等の保護を貫徹させるためのものと位置づけられる。

このような観点からすると、イシュアーは加盟店契約の締結や加盟店調査をする立場にないという理由で、加盟店調査義務を課すことを想定せず、消費者から寄せられた苦情をアクワイアラーに情報提供する仕組みを検討する方針を掲げるにとどまる「中間的な論点整理」の考え方(9頁)は、その発想の方向が誤りである。

アクワイアラー等の加盟店調査管理義務は、単なる行政目的の規制ではなく、イシュアーとともに「利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため」、具体的な役割分担により不

適正な取引を防止する義務を負うことを明記すべきである。

#### 2 オフアス取引におけるアクワイアラー等の加盟店管理責任

クレジットカードにおける与信業務は、カード発行業務と加盟店業務の二種類に大別される。オンアス取引において1社でこの二つの業務を担当していた与信業者は、オフアス取引においては、イシュアー(カード発行主体であり、購入者に対する与信と請求を行う業者)とアクワイアラー(販売業者と加盟店契約を結び、加盟店への支払を行う業者)に分離し、それぞれが業務を分担するに至っている。オフアス取引におけるイシュアーとアクワイアラーは、両者あわせて、オンアス取引における与信業務の全体をこなしているものであり、購入者に対する関係では、イシュアー及びアクワイアラーは、いずれも加盟店管理責任を負担していることになる。

すなわち、提携責任論の視点からすれば、イシュアー及びアクワイアラーは、いずれも各自が行うカード発行業務又は加盟店業務により、販売業者の売上げにあわせて手数料収入を得ており、販売業者との提携契約関係により形成されたシステムから利益を得ている。したがって、イシュアー及びアクワイアラーの双方について、報償責任の原則から加盟店管理責任を導くことが可能である。

システム責任論の視点からすれば、イシュアー及びアクワイアラーは、相互に提携して、購入者にとっては不可視の与信システムを作り上げており、購入者は、単に取引に入るか否かの自由しか残されておらず、この与信システムの瑕疵による危険を回避する手段はない。したがって、イシュアー及びアクワイアラーの双方について、危険責任の原則から加盟店管理責任を導くことが可能である。

したがって、オフアス取引におけるイシュアー及びアクワイアラーは、 いずれも購入者に対して、加盟店管理責任を負っていると考えてよい。 また、決済代行業者は、アクワイアラーの役割を分業しているとも評価しうるし、販売業者の役割を分業しているとも評価しうる。すなわち、 決済代行業者は、アクワイアラーの包括加盟店であり、アクワイアラー の役割の一部を分業していると見ることもできるし、また販売業者と提携して、その弁済受領代理人としての役割を果たしていると見ることもできる。

決済代行業者が、アクワイアラーの包括加盟店であり、アクワイアラーの計算において、販売店業者に対して送金をしている点を見れば、決済代行業者は、アクワイアラーと同様に、提携契約論及びシステム責任論の観点から、購入者に対し、加盟店管理責任(提携している販売業者を管理監督する義務)を負担していると言ってよいであろう。

他方、決済代行業者が、販売業者から、購入者に対する債権の弁済につき、代理受領権限を授与されているのは、販売業者の債権回収の便宜のためというより、むしろ、代金決済に関与することにより、販売業者の売上げに依拠して決済代行業者自身の手数料収入を上げるという共同の利益を獲得する目的があると考えることができる。そうすると、決済代行業者は、購入者の犠牲のもとに不当な利益を得ようとするような悪質な販売業者と提携することのないよう、適正な取引環境を維持するべき責任を負っているといえる。

このようなオフアス取引におけるアクワイアラー及び決済代行業者に対して理論上認められる加盟店管理責任を立法において具体化するのが相当であり、「中間的な論点整理」が、アクワイアラー・決済代行業者が関与するクレジットカード取引において、マンスリークリア取引か包括信用購入あっせんかを問わず、国内アクワイアラー経由か海外アクワイアラー経由かを問わず、アクワイアラーと決済代行業者に加盟店調査管理義務・登録制を課すという方針(7~8頁)を打ち出している

ことには賛成である。

ただ、「中間的な論点整理」は、既に加盟店審査モデルを確立し効果的 に運用している事業者も存在することに十分配慮し、初期審査と途上審 査を柔軟に組み合わせて、特定の項目の有無という観点ではなく、各事 業者の裁量とする方向で検討する、旨記述している(8頁)。

しかし、現在のカード会社の加盟店審査の体制や運用が不適正取引を防止するうえで十分であるという実態認識は誤りである。具体的な事例を通じてカード会社の加盟店審査が十分かどうかをまず検討すべきであり、現状追認的な調査義務では実効性が確保できない。初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせ、事業者の裁量に委ねるという方針は、加盟店調査体制の整備を求めるという抽象的な規定を設けるにとどめるものと推測されるが、これでは不適正取引を防止する機能が確保できるのか極めて疑問が強い。

実効性ある加盟店調査義務の規定としては、①加盟店契約締結時に、 事業者の属性に関する情報及び販売する商品・役務等の内容、基本的な 販売方法等を把握すること、②加盟店契約締結後も、違法性が高い苦情 が発生した場合や苦情が多発した場合には加盟店の販売方法の実態を 調査し改善を求める等の対処をすることなど、必要な措置を具体的に定 めておくべきである。

第3 マンスリークリア取引における抗弁対抗について

#### 【該当簡所】

第2章1.2.マンスリークリア取引について

# 【意見内容】

マンスリークリア取引についても抗弁接続の適用を認めるべきである。

# 【理由】

割賦販売法においては、信用購入あっせんは、「当該利用者から当該代金又は当該当該対価に相当する額をあらかじめ定められた時期までに受領すること(当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から2月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く)」と定義されており、「契約締結時から2ヶ月以内の後払い」の場合には、「信用購入あっせん」には該当しないため、いわゆるマンスリークリア方式(翌月一括払い方式)のカード取引には、抗弁対抗(割賦販売法30条の4)をはじめとする信用購入あっせんの規定の適用はない。

ところで、割賦販売法における抗弁接続規定の立法理由は、①与信業者と販売業者との間には密接な提携関係があり、消費者は販売業者に対する抗弁をもって与信業者への支払を拒否しうることを期待しており、②与信業者は販売業者を継続的取引関係を通じて監督したり損失を分散転嫁することができるが、消費者は一回的取引では販売業者の実態を把握できず損失負担の経済的能力も乏しい、といった構造的特徴をクレジット契約が持つことにあり、消費者保護の観点から、抗弁の対抗規定が設けられたものである。

抗弁接続規定の立法理由とされたクレジット契約の構造的特徴は、マンスリークリア方式の場合であっても、当然にみられるものである。マンスリークリア方式は、購入者側の債務の支払期限に関する約定の相違にすぎないものであって、クレジット契約の取引構造に何ら異同はない。そうすると、抗弁対抗の立法理由は、マンスリークリア方式においても妥当するものであり、消費者保護を貫徹するならば、マンスリークリア方式においても抗弁接続規定が適用されるべきものである。

これまでマンスリークリア方式について、割賦販売法の適用対象外と

されてきたのは、「マンスリークリア方式が現金に代わる決済手段としての機能を有し与信的な意味合いが希薄で取引の誘引性が低い」と考えられてきたためである。

しかし、今日では、割賦販売法の適用外におかれたマンスリークリア 方式が利用されるケースにおいて、消費者被害が増加している傾向がみ られる。したがって、マンスリークリア方式についても抗弁接続を認め るべき実際上の必要性がある。特に、匿名性の高いインターネットを利 用した販売業者が不適切な販売行為を行い、多数の消費者被害を生ぜし めている現状を見れば、これら悪質販売業者がマンスリークリア方式を 利用し抗弁接続規定等の規制逃れをすることを放置しておくことはで きない。割賦販売法の平成20年改正においては、個別信用購入あっせ んについて規制が強化されたが、その理由については「与信契約が成立 すれば販売業者が自ら債権者となって代金回収のリスクを負うことな く与信業者から立替払金が一括で支払われることから、販売業者が購入 者からの代金回収が円満に行われることも考慮に入れた慎重な勧誘販 売を行うインセンティブに欠け」、「強引かつ悪質な勧誘販売行為を助長 しやすいといった構造的な危険性がある」という点が指摘されている (産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会平成19年12月 10日付け報告書6頁)。このような悪質な勧誘販売行為を助長する構 造的危険性があるという意味では、インターネット取引におけるマンス リークリア方式の利用についても、上記の個別信用購入あっせんと同様 の指摘が可能であり、マンスリークリア方式についても、消費者保護の 見地から規制を強化する必要がある。

また、マンスリークリア方式であっても、包括信用購入あっせんと同様に販売信用(与信業者が、消費者に対し、消費者が販売業者から商品やサービスの購入をするための代金を後払いするための資金を融通す

ること)であることに変わりはなく、売買契約が先行して、将来に支払が猶予される金銭債務という点に着目すれは、たとえ、売買契約と支払時期との間に2か月以下という期間しかないといっても、それは「信用の供与」に該当し、売買契約にかかるトラブルの発生の蓋然性とそれに伴う抗弁対抗に基づく支払停止の必要性は、マンスリークリア方式でも包括信用購入あっせんでも何ら変わらない。

さらに国際決済ブランドを経由する場合のマンスリークリア方式については、チャージバック・ルールが適用可能であり、加盟店における不当な販売行為がなされたときにマンスリークリア方式において消費者が抗弁対抗をすることができるよう立法的手当をすることは、事実上、カード利用者がチャージバックをするようイシュアーに働きかける権限を付与することとなり、イシュアーがチャージバック・ルールの活用をするようになることを通じて、アクワイアラーの加盟店管理責任の履行に経済的インセンティブを与えることになる。

加えて、近年のクレジットカードは、マンスリークリア方式とリボルビング方式の兼用カードがほとんどであり、①加盟店でカード決済する際にマンスリークリア方式かリボルビング払いかを選択する方法があるだけでなく、②加盟店で決済する際はマンスリークリア方式で決済したあとでカード会社に連絡してリボルビング方式に変更する方法、③事前に登録しておくことにより、加盟店でマンスリークリア方式で決済すると所定金額を超える場合は自動的にリボルビング払いとなる方法などの機能が併存している。そして、後からリボ払いに変更可能な機能が付与されているクレジットカードを利用してマンスリークリア方式で決済し、後からリボルビング払いに変更した場合は、その後は包括信用購入あっせんに該当する取引として抗弁接続等の規定が適用されることになる。このように一枚のカードが利用されたにもかかわらず、マン

スリークリア方式が選択された場合にだけ抗弁接続等の消費者保護規 定が適用されない事態は、消費者の合理的な期待に反し不当である。

ところで、マンスリークリア方式を、「販売信用」というより「決済」に近いものと理解するとしても、抗弁接続は直ちに否定されるべきものではない。決済手段の代表的なものである「振込」や「小切手」において、一旦支払指図がなされたとしても、振込については依頼人からの「組戻し」の手続が、小切手については振出人からの「支払委託の取消」の手続があることからもわかるとおり、決済方法であるという性格付けをするなら、資金提供をする代金支払者の意向を忠実に反映させ、少なくとも商品販売や役務提供が詐欺的であるなど不適切な場合には、消費者を保護し、事業者に公正な取引環境を保障する観点から、いったんなされた支払指図の撤回を可能とするシステムの構築が求められるはずである。抗弁接続も、広い意味では支払指図の撤回であると把握することができ、マンスリークリア方式を決済の一種として位置付けるのであれば、むしろ抗弁接続を認めて、決済手段としての安全性を高めることが合理的である。

「成長戦略」(平成26年6月24日閣議決定)本文において、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る。このため、訪日外国人の増加を見据えた海外発行クレジットカード等の利便性向上策、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備及び公的分野での電子納付等の普及をはじめとした電子決済の利用拡大等について、関係省庁において年内に対応策を取りまとめる。」とされており、「クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備」は、国が真摯に取り組むべき政策目標である。マンスリークリア取引についても抗弁接続の適用を認め、消費者に対するクレジットカード取引の安全・安心を確

保するべきである。

以上